

【奄美市不妊・不育治療費等支援事業申請書類】

- ・一般的な不妊治療のフローチャートと、それに対する助成・必要な提出書類をまとめたものです
- ・治療により提出する書類は下記のとおりです。各治療により受診等証明書の書式が異なるのに注意して下さい。

治療	一般不妊治療	不育治療※	特定不妊治療	
治療内容	人工授精、タイミング療法、排卵誘発法	子宮形態検査・内分泌検査・染色体検査等	体外受精、顕微授精、凍結胚移植、採卵したが卵が得られない等のため中止したもの	※不育症＝妊娠はするが流産や死産を繰り返し、結果的にこどもを持っていない場合に診断されます
対象となる経費⇒	治療費	治療費	治療費・交通費・宿泊費	
【提出書類等】				
・交付申請書	◎	◎	◎	・一回の治療（妊娠判定まで）につき1枚となります ※治療を複数回行い、まとめて提出するのは可能です（ただし、治療終了日から1年以内に限りませす）
・受診等証明書※	◎	◎	◎	※一般と特定は同じ書式ですが、不育治療のみ異なります
・請求書（押印必須）	◎	◎	◎	
・保険証のコピー	○	○	○	・申請初回に必要
・振込先通帳のコピー	○	○	○	・初回以後は不要ですが、保険者や保険証の記載内容に変更があれば再提出して下さい
・領収書等	◎	◎	◎	※診療明細があると治療内容が把握できるため、審査がスムーズになります
・旅費等の内訳書			◎	
・交通費、宿泊費の領収書等			◎	・交通費は、航空運賃と船舶運賃のみ対象となります
・事実婚関係に関する申立書	○	○	○	・法律上夫婦に該当しない場合も申請可能ですが、その際はこの申立書と戸籍謄本をそれぞれ添付していただきます
・委任状	○	○	○	・申請者と請求書に記載される口座名義人が異なる場合、委任状を添付していただきます

◎＝必要、○＝該当する場合に必要